

秋田市公報

あきだ

第1152号

令和2年12月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

条 例

- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第38号） 1
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第39号） 2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第40号） 2
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第41号） 2

規 則

- 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第42号） 2
- 秋田市文化創造館条例の施行期日を定める規則（第43号） 2
- 秋田市文化創造館条例施行規則（第44号） 2
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第45号） 4

告 示

- 道路の区域変更および供用開始について（第280号） 4
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第281号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第282号） 4
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第283号） 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第284号） 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第285号） 5
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第286号） 5
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第287号） 5
- 令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第288号） 6
- 令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第289号） 6
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第290号） 6
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第291号） 6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第292号） 7
- 秋田市議会定例会の招集について（第293号） 7
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて（第294号） 7

- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第295号） 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第296号） 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号） 7

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第12号） 8

上下水道局告示

- 下水道使用料督促状の公示送達について（第37号） 8

公 告

- 建築基準法による道路の指定の廃止について 8
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 8
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について 9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について 9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について 9
- 都市計画の案の縦覧について 9
- 農用地利用集積計画の策定について 9

条 例

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の120」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の120」とあるのは「100分の65」」を加える。

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「、「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および

附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の120」に改める。

3 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の120」を「100分の122.5」に改める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げる、第10号の次に次の1号を加える。

(II) 法第55条の8第1項および第55条の9第2項に定める被保護者健康管理支援事業の実施等に関する事項

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

秋田市文化創造館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市文化創造館条例の施行期日を定める規則

秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号）の施行期日は、令和3年3月21日とする。ただし、同条例第2条から第4条まで、第6条および第9条から第11条までの規定の施行期日は、同年2月21日とする。

秋田市文化創造館条例施行規則をここに公布する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市文化創造館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市文化創造館（以下「創造館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 創造館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可申請)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、条例別表第1に掲げる創造館の施設にあっては秋田市文化創造館利用許可申請書（以下「創造館許可申請書」という。）を、条例別表第2に掲げる創造館の施設にあっては秋田市文化創造館カフェ等利用許可申請書（以下「カフェ等許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 創造館許可申請書の提出は利用しようとする最初の日の7日前までに、カフェ等許可申請書の提出は利用しようとする最初の日の1月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書)

第5条 市長は、創造館許可申請書又はカフェ等許可申請書の提

出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、秋田市文化創造館利用許可書又は秋田市文化創造館カフェ等利用許可書を交付するものとする。

(利用の中止等の届出)

第6条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、利用を中止し、又は利用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(附属設備の利用料金)

第7条 条例別表第3の規則で定める附属設備および利用料金の額は、別表とのおりとする。

(利用料金の承認申請)

第8条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市文化創造館利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第9条 条例第14条の規定により創造館の管理を指定管理者に行わせる場合の創造館の開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月21日から施行する。ただし、第4条から第8条までの規定は、同年2月21日から施行する。

別表（第7条関係）

	品 名	利用料金 (限度額)		摘要
		単位	金額 (1日につき)	
音響映像設備	スタジオおよびコミュニティースペース	移動式プロジェクター1	1台	90円
		移動式プロジェクター2	一式	2,200円
		移動式スクリーン1	1台	60円
		移動式スクリーン2	1台	110円
		ディスプレイ	1台	330円
		映像再生機器	1台	90円
		移動式スピーカー1	一式	220円
		移動式マイクセット1	一式	220円
		移動式マイクセット2	一式	220円
スタジオ		移動式音響調整設備1	一式	5,500円
		ワイヤレスマイクセット1	一式	2,970円
		移動式スピーカー2	一式	220円
		移動式スピーカー3	一式	220円
スタジオA1およびスタジオA3		移動式プロジェクター3	一式	4,400円
		移動式音響調整設備2	一式	2,970円
		ワイヤレスマイクセット2	一式	1,760円
		移動式スピーカー4	一式	220円
コミュニティースペース				

照明設備	スタジオおよびコミュニティスペース	平凸レンズスポットライト	1台	660円	
		フレネルレンズスポットライト	1台	660円	
		パーライト	1台	550円	
舞台設備	スタジオおよびコミュニティスペース	スタジオA1およびスタジオA3		調光操作卓	一式 3,300円
		平台1	1枚	50円	
		平台2	1枚	30円	
その他附属設備	スタジオA1	演台	1台	110円	
		つりバトン	1基	2,750円	
		長テーブル	1台	50円	
その他附属設備	スタジオおよびコミュニティスペース	折り畳み椅子	1脚	20円	
		展示パネル1	1枚	50円	有孔ボードパネル
		展示パネル2	1枚	50円	クロスボードパネル
		展示台1	1台	220円	
		展示台2	1台	110円	
		白布	1枚	330円	
		調理設備	一式	3,300円	
その他	コミュニティスペース	イベントテント	1張	110円	屋外用

備考 持込み器具による消費電力量に係る料金については、実費に相当する額を徴収するものとする。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第30条第6号中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月2日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年11月2日

3 縦覧期間

令和2年11月2日から同月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

秋田市告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に

基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和2年11月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート外旭川	秋田市外旭川八柳三丁目14番41号	令和2年11月1日	訪問介護
社会福祉法人正和会	ケアコンプレックス高清水訪問看護ステーション	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年11月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
社会福祉法人正和会	ケアコンプレックス高清水看護小規模多機能型居宅介護	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年11月1日	看護小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人正和会	ケアコンプレックス高清水認知症対応型グループホーム	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年11月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年11月6日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
233	ライフ薬局サンパティオ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階	株式会社フォーベル 代表取締役 大西正鎮	令和2年10月31日

秋田市告示第283号

令和2年11月4日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

令和2年11月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

村田敏子

箏曲の研鑽と後進の指導に努め箏曲文化の振興や芸術を通じた国際交流に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

藤原賢一

竿燈の普及と後進の育成に努め伝統文化の継承と文化を活かしたまちづくりに尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

戸嶋梅千（戸嶋豊勝）

民謡の研鑽に努め広く魅力を発信するとともに後進の育成に努めるなど本市文化の発展に貢献した。

辻良之

地域の産業や運輸を支える自動車販売業の発展に尽力とともに国際交流や社会貢献活動に広く取り組み本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第284号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市大町四丁目5番16号

名称 セブンイレブン秋田大町4丁目店

氏名 佐々木 仁

2 売りさばき所の所在地

秋田市大町四丁目5番16号

3 売りさばき所の名称

セブンイレブン秋田大町4丁目店

秋田市告示第285号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年11月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年10月9日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年11月11日から令和3年5月11日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和2年11月12日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
学事課	学校給食費の収納および入札保証金の収納に関する事務

秋田市告示第287号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則

第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年11月12日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
吉田泰之	秋田県立循環器・脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
國分康平	秋田県立循環器・脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
吉川剛平	秋田県立循環器・脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
山田修平	市立秋田総合病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害

秋田市告示第288号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

高橋侑太

秋田市飯島穀丁20番23号 カーネカツツユサルースA102号

2 送達すべき書類の名称

令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第289号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年11月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田介護の窓口	秋田市泉中央二丁目9番16号 佐藤事務所3号室	令和2年 10月15日
アースサポート外旭川	秋田市外旭川八柳三丁目14番41号	令和2年 11月1日
日本調剤秋田薬局	秋田市広面字蓮沼44番地2	令和2年 11月1日
すずらん薬局クロッセ秋田店	秋田市中通二丁目5番1号 クロッセ秋田	令和2年 11月1日
ケアコンプレックス高清水訪問看護ステーション	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年 11月1日
ケアコンプレックス高清水看護小規模多機能型居宅介護	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年 11月1日
ケアコンプレックス高清水認知症対応型グループホーム	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和2年 11月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
御野場訪問看護ステーション	旧 秋田市御野場七丁目2番32号	令和2年 7月15日
	新 秋田市仁井田新田三丁目14番17号	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
秋田介護の窓口	秋田市泉中央二丁目9番16号 佐藤事務所3号室	令和2年 10月14日

秋田市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年11月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
城東内科心臓とおなかのクリニック	秋田市広面字樋ノ沖28番地2	令和2年10月1日
ふくおか内科クリニック	秋田市中通二丁目5番1号 ク ロッセ秋田3階	令和2年11月1日
東通りレディースクリニック	秋田市広面字野添53番地	令和2年11月1日
サンパティオいわま薬局	秋田市大町一丁目2番7号 サ ンパティオ大町A棟2階	令和2年11月1日
日本調剤秋田薬局	秋田市広面字蓮沼44番地2	令和2年11月1日
すずらん薬局ク ロッセ秋田店	秋田市中通二丁目5番1号 ク ロッセ秋田	令和2年11月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	令和2年11月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
広面歯科クリニック	秋田市広面字樋ノ下19番地1	令和2年10月31日
ライフ薬局サン パティオ	秋田市大町一丁目2番7号 サ ンパティオ大町A棟2階	令和2年10月31日

秋田市告示第292号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市山王一丁目12番25号
名称 セブンイレブン秋田山王1丁目店
氏名 石田 康宏
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市山王一丁目12番25号
- 3 売りさばき所の名称
セブンイレブン秋田山王1丁目店

秋田市告示第293号

令和2年11月30日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和2年11月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第294号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月20日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称
割山自動車教習所 コース部総敷地
- 2 所在地
秋田市新屋割山町1番26号

秋田市告示第295号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年11月25日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
238	つちざき 南薬局	秋田市土崎港 南三丁目5番 10号	株式会社N & T 代表取締役 片山 隆	令和2年 12月1日

教委告示

秋田市教委告示第15号

令和2年11月19日午前10時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年11月16日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 善

付議案件

- 1 令和3年度教職員人事異動方針について
- 2 教育委員会職員の人事に関する件について

農委告示

秋田市農委告示第12号

令和2年11月16日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年11月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第8号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第37号

次の督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

住所

秋田市広面字糠塚54番地1 第一秀明荘3号

氏名

MUHAMMAD ARIFF

- 2 送達する書類

下水道使用料督促状（令和2年9月分）

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月6日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和56年 3月5日	S55-036	4.00	59.99	秋田市将軍野東二丁目31番188、31番260、31番363、31番364、31番365、31番366、31番408、31番409、31番414、31番416、31番430、31番432、31番433、31番434、31番435および31番436	令和2年 11月6日 第1号
2	昭和40年 6月3日	S40-5045	4.00	57.75	秋田市将軍野東二丁目31番402、31番403、31番404、31番405、31番406、31番407および31番415	令和2年 11月6日 第2号
3	昭和43年 9月30日	S43-026-01	4.50	54.37	秋田市大住三丁目335番67	令和2年 11月6日 第3号
4	昭和43年 9月30日	S43-026-02	4.50	53.66	秋田市大住三丁目335番69	令和2年 11月6日 第4号
5	昭和43年 9月30日	S43-026-03	4.50	53.54	秋田市大住三丁目335番1	令和2年 11月6日 第5号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地

の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和2年12月7日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和2年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間

令和2年11月13日から同年12月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和2年11月17日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業
3・4・66号 千秋久保田町線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年9月18日付け秋田市指令第5306号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市広面字近藤堰越31番3 および31番4

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市手形字十七流7番地1
大久保 敦也
宮城県仙台市青葉区大町二丁目4番12号
株式会社ライフファーマ
代表取締役 山 口 文 夫

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年4月20日付け秋田市指令第3394号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年11月19日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市新屋田尻沢西町216番、222番、223番、216番地先水路
および223番地先道水路ならびに浜田字町端34番1、35番、36
番1、36番2、34番1地先道路および36番1地先道路

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池 田 洋 介

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の

縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 広面谷内佐渡地区計画

2 位置および区域

秋田市広面字谷内佐渡ならびに柳田字川崎および字境田地内

3 縦覧期間

令和2年11月24日から同年12月8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋 田 市 公 報

